

# 作業実施共通仕様書

## 第 1 章 通 則

### 第 1 条 適用範囲

この共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、委託者が委託する業務に適用するものとする。

### 第 2 条 適用仕様

業務の仕様は、以下の項目のとおりとする。

- ・ 委託者の指示事項
- ・ 現場説明事項及び質疑応答事項
- ・ 別紙 1 仕様書及び別紙 2 作業日程表
- ・ 別図 1 ～別図 3
- ・ 別添設計図書（以下「設計図書」という。）
- ・ 本作業実施共通仕様書

### 第 3 条 疑義

受託者は、設計図書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、委託者と協議の上指示を受けること。

### 第 4 条 監督職員

業務を実施するために委託者が定めた職員を監督職員とする。

### 第 5 条 実施工程管理

- 1 受託者は、業務実施に先立ち現場責任者届、実施計画書、主要資材リスト等を提出し、委託者の承認を得ること。
- 2 前項の内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出し委託者の承認を得ること。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、委託者がその必要がないと認め、承諾した場合は、この限りでない。

### 第 6 条 現場管理

受託者は、業務実施中利用者及び通行者等の安全を図るため次の各号に掲げる現場管理を行わなければならない。

- (1) 現場には、通行者の見やすい場所に業務名、委託者の名称、受託者の名称、委託者及び受託者の連絡先及び電話番号並びに責任者氏名を記入した大型の標示板を設置すること。
- (2) 道路にかかわる業務の実施に際しては、交通の安全について委託者、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、道路標識令に基づく標識及び「山口県道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づく保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。
- (3) 「土木工事安全施行技術指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考にして環境の保全、安全、事故防止等に留意し業務を実施すること。

- (4) 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく委託者に報告すること。
- (5) 現場が危険で一般の立ち入りを禁止する必要があるときは、委託者の承認を得て柵、標識等を設置すること。
- (6) 業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。また、業務に法令に定められた有資格者が必要な場合は、当該者を常駐させること。
- (7) 薬剤、石油類、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について特に注意を払い、取扱要領を事前に提出し委託者の承認を得、関係法令の定めるところにしたがい万全の対策を講ずること。
- (8) 剪定業務・法面草刈等の、高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず安全帯・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

#### 第 7 条 官公庁、その他への手続き

- 1 業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉をする場合又は交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく委託者に申し出て協議するものとする。

#### 第 8 条 諸法規の遵守

受託者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受託者の負担と責任においてこれを行うものとする。

#### 第 9 条 跡片付け

- 1 受託者は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務が完了したとき、又はその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。
- 2 受託者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは業務実施期間中に原状に復さなければならない。
- 3 受託者は、業務実施中の踏み荒し、刈草等の飛散地の清掃等一切の跡片付けを業務終了前に行わなければならない。
- 4 前各項に掲げるものの他、業務実施地内の美化、環境の保全等当然必要と考えられるものは誠実に実施するものとする。

#### 第 10 条 ゴミ処理

刈草等のゴミ処理（燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ゴミ等）については委託者の各ゴミ処理施設の搬入基準によるものとする。

#### 第 11 条 成果報告書

1日の業務を実施した場合は、業務の内容を作業日誌に記載し、成果報告書を提出する際は、記録写真を添付すること。

#### 第 12 条 写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、業務着手前、作業中及び完了の全景写真を撮影すること。また必要に応じて部分写真を撮影すること。

### 第13条 立会及び検査

委託者の指定した業務は、委託者の立会を受けて実施すること。

### 第14条 完了検査

1 委託者が業務実施場所において完了検査を行う場合には受託者又は業務実施責任者を立会させること。

2 受託者は、業務実施に関する各種資料、写真等を整え委託者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第15条 環境に関する配慮事項

業務のうち、環境に関する配慮事項は、別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

### 第16条 下関市暴力団排除条例による措置

業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。

## 第2章 材 料

### 第17条 一般

1 使用材料がある場合は、仕様書及び設計図書（以下「仕様書等」という。）に品質、規格を明示した場合を除き次の各号の規定によるものとする。

（1）山口県土木工事共通仕様書の規格に適合するもの。

（2）JIS等の標準規格に適合するもの。

2 仕様書等で指定又は委託者の指示した使用材料は、使用前に見本又は資料を提出し委託者の承認を得ること。

3 使用時において委託者が不良品と疑問を持った材料は、材質試験等を実施し検査に合格したものでなければ使用してはならない。

4 仕様書等において写真及び資料等の記録を整備すべきものと指定し又委託者があらかじめ指示した材料の調合をするときは当該記録を整備した上で調合し委託者の要求があったときは遅滞なくこれらの記録を提出しなければならない。

## 第3章 業務内容

### 第18条 一般事項

#### 樹木剪定

（1）指定区域内にある樹木の生育状況を調査・実施計画を立て、委託者と協議・指示を受け、樹木剪定及びゴミ処理を履行するものである。

（2）実施方法は、交通等の障害にならないように配慮し、実施前に委託者の承認を得て業務を実施するものとし、後片付けは速やかに行うこと。

（3）業務を履行する場合は、「剪定留意事項」に基づき行うこと。

# 剪定留意事項

1. 剪定は、その時期により、次のように呼称し区別する。
  - (1) 夏期剪定・・・ 樹木全体を低く整枝することを基本とし、幹と根の強さ、枝葉の繁茂状態を考慮して剪定すること。
  - (2) 冬期剪定・・・ 樹形を整え、枝の配枝系統を整理することを基本とし、若木は伸長促進をし、老衰した樹木は樹高と樹冠の大きさを抑制整姿するよう剪定すること。
2. 南側等樹勢の強い枝は「強く剪定」し、北側等樹勢の弱い枝は「手控え」、枝の均整を取り剪定すること。
3. 枯れ枝・平行枝・徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の樹形、枝張りのバランス等を考慮して剪定を行うものとし、主として剪定すべき枝は、次のとおりである。
  - ア. 枯れ枝
  - イ. 成長の止まった弱小の枝・・・「弱小枝」
  - ウ. 著しく病害虫におかされている枝・・・「病害虫枝」
  - エ. 通風・採光・架線・人や車の通行等の障害となる枝・・・「障害枝」
  - オ. 折損等によって危険をきたすおそれのある枝・・・「危険枝」
  - カ. 樹冠・樹形及び生育上、不必要な枝（やご・幹ぶき・徒長枝等）・・・「不要枝」
4. 枯れ枝・弱小枝・病害虫枝及び不要枝は、その枝のつけ根から切除処理すること。
5. 街路樹については特に、樹高・葉張り・下枝の高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定すること。
6. 過度の剪定にならないように特に注意し、樹勢を均一にし、枝葉の密度を一様にする。
7. 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすように、枝の誘引を行うこととし、枝の結束等には、シュロ縄を用い行うこと。
8. 枯れ枝及び徒長枝切除や枝の整枝等を行った後、一定の幅を定めて両側を刈り込み、天端をそろえること。なお、街路の植樹帯については、隣接の樹木と均衡がとれるように、高さをそろえること。
9. 植え込み地内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝葉を損傷しないように注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。
10. 刈り取った枝葉は、すみやかに搬出処理する。特に、剪定枝葉が樹冠内に残らないように処理すると共に、周辺地もきれいに清掃処理すること。
11. 樹木（樹種）及び場所（地域性）によっては、剪定方法が異なるので、剪定前に委託者の指示を受け施行すること。

また、業務実施中に発見あるいは発生した事案は、速やかに委託者に連絡し指示を受けること。
12. 下木（低木類）の剪定については、6月～7月に行うことを基準とし、下記の事項に留意し施行すること。
  - ア. 各樹種の生育状況に応じ、刈り込み原型を十分考慮しつつ刈り込むこと。また、樹高については、毎年少しずつ高くなるので、委託者の指示により、数年おきに上部を強く刈り込んで、一定の高さを保つようにする。
  - イ. 樹種により萌芽力が違うので、剪定の強度については、その都度委託者の指示を受け実施する。